

転居

に関連するおもな手続き

支 マークのあるものは、大和支所で、
支・出 マークのあるものは大和支所・各出張所でも受付しています。

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの等	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・カードの暗証番号	市民課 (本庁 1 階窓口 1) 0833-72-1421	支・出
	印鑑登録をしている方	手続きの必要はありません。 ※転居手続き後に住所は自動的に変更			
保険 年金	国民健康保険に加入している方	資格確認書の住所変更	資格確認書 (お持ちの方)	市民課 (本庁 1 階窓口 2) 0833-72-1426	支・出
	→各種認定証 (病院での支払が一定金額まで になる証明書) が必要な方	認定証の住所変更	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	市民課 (本庁 1 階窓口 2) 0833-72-1426	支・出
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方		新しい資格確認書は後日郵送交付	市民課 (本庁 1 階窓口 3) 0833-72-1428	支
	年金を受給中の方 →農業者年金を受給中の方	年金の住所変更届は原則不要です。 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業委員会でご相談ください。		農業委員会 (本庁 2 階) 0833-72-1502	
介護保険被保険者証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている人)	被保険者証の住所変更	被保険者証	高齢者支援課 (あいばーく光窓口 4) 0833-74-3003		
障 害	障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等		
	自立支援医療 (精神通院、更生医療、育成 医療) を受けていた方	各種自立支援医療の相談・申請	自立支援医療受給者証	福祉総務課 (あいばーく光窓口 2) 0833-74-3001	
	特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受給していた方	各種手当の住所変更	※受付窓口にお問合せください。		
	重度心身障害者の医療費受給資格を 持っていた方	重度心身障害者の医療費助成の 相談・申請	・資格確認書 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・マイナンバーカード	福祉総務課 (あいばーく光窓口 2) 0833-74-3001	
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	・在学証明書 ・教科用図書給与証明 ・転入届手続き時に交付された 就学校指定通知書	就学校指定通知書に記載された学校	
		区域外就学申請手続き ※転居後、引き続き従来の学校にお子様を通 わせたい場合、申請が必要です。		学校教育課 (教育委員会 1 階窓口) 0833-74-3602	
	児童手当を受給している方 (0 歳～高校生のお子さんがいる方)	※手続きは必要ありません。			
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居となる場合は不要	お子様の健康の資格が確認できるもの (別居しているとき) ※公務員世帯の方は、勤務先に申請して ください。	こども政策課 (あいばーく光窓口 8) 0833-74-3009	
	0 歳～就学前のお子さんがいる方	乳幼児健康診査の相談	母子健康手帳	こども家庭課 (あいばーく光窓口 9) 0833-74-1108	
	保育所等に入園しているお子さんがいる方	支給認定証の住所変更	※受付窓口にお問合せください。	こども政策課 (あいばーく光窓口 8) 0833-74-3005	
	0 歳～高校生のお子さんがいる方	乳幼児/子ども医療費受給者証の住所変更	乳幼児/子ども医療費受給者証	こども政策課 (あいばーく光窓口 8) 0833-74-3009	
	ひとり親家庭等に該当する方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	ひとり親家庭医療費受給者証の住所変更 児童扶養手当の住所変更	ひとり親家庭医療費受給者証 ・「児童扶養手当証書」の写し ・受給者及び同居者のマイナンバーが分 かるもの	こども家庭課 (あいばーく光窓口 9) 0833-74-3006	
税・料 金	水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	お電話または水道局 HP で手続きできま す。	水道局業務課料金係 0833-71-0705	
	井戸水で下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	手続きが必要です。詳しくはお問合せく ださい。(※水道水で下水道を使用されて いる方は、水道の手続きで下水道の手続 きも完了となります。)	下水道課 (本庁 1 階窓口 12) 0833-72-1473	
	税や料等の納付について相談される方	納付相談		税務課 (本庁 1 階窓口 4) 0833-72-1447	
そ 他	犬を飼われている方	登録事項の変更	前の住所地で発行された ・鑑札又はマイクロチップ情報	環境政策課 (本庁 1 階窓口 11) 0833-72-1466	
	市営墓地を使用されている方	墓地使用者の変更届	・墓地使用許可証 ・変更後の世帯全員の住民票 (本籍地が 記載されたもの)		
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください。 世帯全員の住民票	建築住宅課 (本庁 2 階) 0833-72-1566	



光市役所

〒743-8501
山口県光市中央六丁目1番1号

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時15分

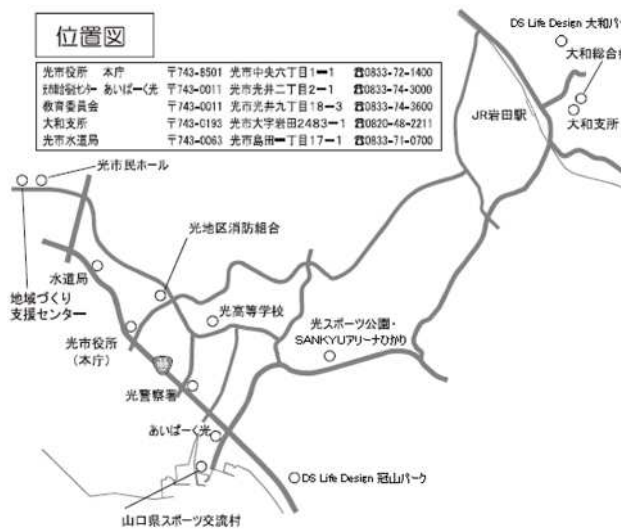
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。)

光市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/>

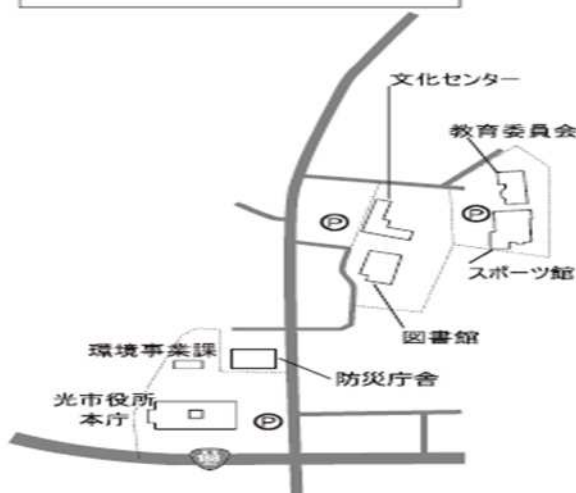
手続きチェックシート 転居

光市に引越された方へ

忘れずにお持ちください。



光市役所周辺図



転居届

引越した日から14日以内に届出をしてください。
提出先 **本庁1階市民課**又は**大和支所住民福祉課、各出張所**

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

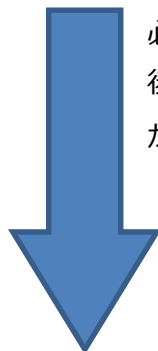
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。



代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認します。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）を提示いただきます。